

新旧対照表

【新】	【旧】
<p style="text-align: center;">建設工事等成績評定結果閲覧要領</p> <p>第1条 この要領は、愛知県建設局、都市・交通局及び建築局の発注する建設工事及び測量、調査、設計等委託業務に係る成績評定結果の閲覧に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 略</p> <p>(閲覧に供する成績評定書類)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 閲覧に供する委託業務成績評定書類は委託評定要領に規定する委託業務成績評定結果通知書(様式第2)及び項目別評定点(様式第2-1、2-2、2-3)とする。なお、委託業務成績評定表(土木)、委託業務成績評定表(建築)、評価細目別評定採点表、委託業務採点表については閲覧に供しないものとする。ただし、評定された当該委託業務の受注者からの請求があったときは、当該受注者に限り閲覧することができるものとする。</p> <p>第4条 ～ 第9条 略</p> <p>附 則</p> <p>1 ～ 7 略</p> <p>8. この要領は、令和 3年4月1日から施行する。</p> <p>別紙様式 略</p>	<p style="text-align: center;">建設工事等成績評定結果閲覧要領</p> <p>第1条 この要領は、愛知県建設局、都市整備局及び建築局の発注する建設工事及び測量、調査、設計等委託業務に係る成績評定結果の閲覧に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 略</p> <p>(閲覧に供する成績評定書類)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 閲覧に供する委託業務成績評定書類は工事評定要領に規定する委託業務成績評定結果通知書(様式第1-1)及び項目別評定点(様式第2-1)並びに委託評定要領に規定する委託業務成績評定結果通知書(様式第2)及び項目別評定点(様式第2-1、2-2)とする。なお、委託業務成績評定表(土木)、委託業務成績評定表(建築)、評価細目別評定採点表、委託業務採点表については閲覧に供しないものとする。ただし、評定された当該委託業務の受注者からの請求があったときは、当該受注者に限り閲覧することができるものとする。</p> <p>第4条 ～ 第9条 略</p> <p>附 則</p> <p>1 ～ 7 略</p> <p>別紙様式 略</p>

【新】

様式第1（工事評定要領）

第 号
年 月 日

所在地

名称

代表者名（契約の相手方）様

愛知県知事
（愛知県〇〇〇所長）

工事成績評定結果について（通知）

貴社が受注した下記工事について、愛知県建設工事成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、その疑問の趣旨を付してこの通知を受けた日から14日（「休日」を含む。）以内に書面により説明を求めることができます。

疑問に対する説明は、書面により郵送いたします。

なお、説明を求める場合の**手続き等の問い合わせ先及び書面の送付先**は下記のとおりです。

記

- 1 工 事 名
- 2 路 線 等 の 名 称
- 3 工 事 場 所
- 4 請 負 代 金 額
- 5 工 期 着 手 年 月 日
完 了 年 月 日
- 6 検 査 年 月 日 年 月 日
- 7 評 定 点 〇〇点
- 8 本 工 事 の 業 種
- 9 手続き等の問い合わせ先及び**書面**の送付先

・業種ごとに、過去2年間の愛知県建設局、**都市・交通局**及び建築局（平成31年3月31日以前の組織における旧建設部**及び令和3年3月31日以前の組織における旧都市整備局**を含む。）の**発注した工事**の評定点の平均値が60点未満であった場合は、一定期間（最長6ヶ月）指名の対象とならないことがあります。

・業種ごとの工事成績評定点が65点未満であった場合は、入札参加資格審査申請に係る総合点数の算定において、減点となる場合があります。

【旧】

様式第1（工事評定要領）

第 号
年 月 日

所在地

名称

代表者名（契約の相手方）様

愛知県知事
（愛知県〇〇〇所長）

工事成績評定結果について（通知）

貴社が受注した下記工事について、愛知県建設工事成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、その疑問の趣旨を付してこの通知を受けた日から14日（「休日」を含む。）以内に書面により説明を求めることができます。

疑問の**趣旨**に対する説明は、書面により郵送いたします。

なお、説明を求める場合の**書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先**は下記のとおりです。

記

- 1 工 事 名
- 2 路 線 等 の 名 称
- 3 工 事 場 所
- 4 請 負 代 金 額
- 5 工 期 着 手 年 月 日
完 了 年 月 日
- 6 検 査 年 月 日 年 月 日
- 7 評 定 点 〇〇点
- 8 本 工 事 の 業 種
- 9 手続き等の問い合わせ先及び**送付先**

・業種ごとに、過去2年間の愛知県建設局、**都市整備局**及び建築局**発注**（平成31年3月31日以前の組織における旧建設部**発注**を含む。）の工事成績評定点の平均値が60点未満であった場合は、一定期間（最長6ヶ月）指名の対象とならないことがあります。

・業種ごとの工事成績評定点が65点未満であった場合は、入札参加資格審査申請に係る総合点数の算定において、減点となる場合があります。

【新】

様式第 1 - 1 (工事評定要領)

項目別評定点

管理番号

評価項目	細別	評価点/満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	(3.3)点
	II. 配置技術者	(4.1)点
2. 施工状況	I. 施工管理	(13.0)点
	II. 工程管理	(8.1)点
	III. 安全対策	(8.8)点
	IV. 対外関係	(3.7)点
3. 出来形及び 出来ばえ	I. 出来形	(14.9)点
	II. 品質	(17.4)点
	III. 出来ばえ	(8.5)点
4. 工事特性	1. 施工条件等への対応	(7.3)点
5. 創意工夫	1. 創意工夫	(5.7)点
6. 社会性等	1. 地域への貢献等	(5.2)点
7. 法令遵守等		
評定点合計		100 点

【旧】

様式第 1 - 1 (工事評定要領)

項目別評定点

管理番号

評価項目	細別	評価点/満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	(3.3)点
	II. 配置技術者	(4.1)点
2. 施工状況	I. 施工管理	(13.0)点
	II. 工程管理	(8.1)点
	III. 安全対策	(8.8)点
	IV. 対外関係	(3.7)点
3. 出来形及び 出来ばえ	I. 出来形	(14.9)点
	II. 品質	(17.4)点
	III. 出来ばえ	(8.5)点
4. 工事特性 (加点のみ)	1. 施工条件等への対応	(7.3)点
5. 創意工夫 (加点のみ)	1. 創意工夫	(5.7)点
6. 社会性等	1. 地域への貢献等	(5.2)点
7. 法令遵守等		
評定点合計		100 点

【新】

様式第 2

第 号
年 月 日

契約の相手方
所在地
商号又は名称
代表者氏名 様

愛知県知事
(愛知県〇〇〇所長)

委託業務成績評定結果について(通知)

貴社が受注した下記委託業務について、愛知県委託業務成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、その疑問の趣旨を付してこの通知を受けた日から 14 日（「休日」を含む。）以内に書面により説明を求めることができます。

疑問に対する説明は、書面により郵送いたします。

なお、説明を求める場合の手続き等の問い合わせ先及び書面の送付先は下記のとおりです。

記

- 1 委託業務名
- 2 路線等の名称
- 3 納入場所
- 4 業務委託料
- 5 履行期間 着手 年 月 日
完了 年 月 日
- 6 検査年月日 年 月 日
- 7 評定点 〇〇点
- 8 本業務の業種
- 9 手続き等の問い合わせ先及び書面の送付先

【旧】

様式第 2

第 号
年 月 日

契約の相手方
所在地
商号又は名称
代表者氏名 様

愛知県知事
(愛知県〇〇〇所長)

委託業務成績評定結果について(通知)

貴社が受注した下記工事について、愛知県委託業務成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、その疑問の趣旨を付してこの通知を受けた日から 14 日（「休日」を含む。）以内に書面により説明を求めることができます。

疑問に対する説明は、書面により郵送いたします。

なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等の問い合わせ先は下記のとおりです。

記

- 1 委託業務名
- 2 路線等の名称
- 3 納入場所
- 4 業務委託料
- 5 履行期間 着手 年 月 日
完了 年 月 日
- 6 検査年月日 年 月 日
- 7 評定点 〇〇点
- 8 手続き等の問い合わせ先及び送付先

【新】

様式第 2 - 3 (委託評定要領)

項目別評定点

管理番号：

評価項目	評価の視点	分類	業務評定点/満点
業務の実施能力	業務実施体制	基礎	1.00 点
	管理技術者の能力	基礎	2.00 点
	担当技術者の能力	基礎	2.00 点
業務の実施状況	業務履行中の説明資料【(途中成果物)】に関する評価	基礎	4.00 点
		基礎	2.00 点
	調整及び説明、対応の迅速性	創意工夫	点
		基礎	4.00 点
	与条件の理解、業務への反映【(設計提案)】	創意工夫	点
業務目的の達成度	業務目的の達成度	基礎	20.00 点
	課題への対応	創意工夫	点
加減点小計 (基礎項目)・・・①			35.00 点
加減点小計 (創意工夫項目)・・・②			点
加減点合計 (①+②を 35 点満点換算)			35.00 点
評定点小計 (標準点 65 点±加減点)			100 点
事故等による減点			点
契約不適合及び損害賠償による減点			点
その他 ()			点
総合評定点			100 点

注) 【 】内は第 2 条第 1 項第七号に規定する業務のみ

【旧】

様式第 2 - 1 (工事評定要領)

項目別評定点

管理番号：

評価項目	細別	細々別	業務評定点/満点
プロセス評価	管理技術力		点
		業務執行技術力	点
	専門技術力	提案力、改善力、調整能力	点
		施工時への配慮	点
		コスト把握能力	点
	コミュニケーション力		点
	取組姿勢		点
結果評価	成果品の品質		点
評定点小計			点
事故等による減点			点
契約不適合又は損害賠償による減点			点
総合評定点			100 点